



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 NOV (Vol.102)

CONTENTS

急成長を遂げるペット経済「萌宠経済」～内需拡大の新たな原動力～	2
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	
新興国ニュース 第102回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：2026年度予算案	7
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
法人税だけじゃない！日本・インドネシアで異なる税の仕組み	9
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート	13
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
地下鉄の新路線「北環線 (Northern Link)」と北部開発	15
香港マイツビジネスコンサルティング	
配当利益を用いた再投資に係る、更なる優遇措置～配当利益の源泉課税の繰延に加え、税額控除の適用が可能に～	17
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

急成長を遂げるペット経済「萌寵経済」 ～内需拡大の新たな原動力～

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

1. はじめに

上海で暮らしていると、街中で犬を散歩中の人とよくすれ違います。服で着飾った高級な犬種も珍しくありません。今、中国では、猫や犬などのペットを飼う人が急増しており、「萌寵経済」と呼ばれるペット経済が急成長を遂げています。

また、ペット経済の主な収益源は、単純な製造業から付加価値が高い商品やサービス業へと変化しています。少子高齢化や非婚化が急速に進む現代の中国において、ペット経済は量から質へと転換しながら、市場規模を一段と拡大させています。

コロナ禍を経て中国経済は下り坂に歯止めがかからず、消費の落ち込みが続いていますが、ペット関連の支出は増加しており、ペット産業が内需拡大の新たな原動力になるのではないかと期待されています。



【ショッピングモールの一画でペットとともに集う人々】

2. 中国ペット市場の概況

2025年版「中国ペット業界白書」によると、2024年の都市部における犬・猫の消費市場規模は3,000億元（約6兆円）を超えました。特に犬猫向けのペットフード市場は、前年比8.3%増の900億元（約1兆8,000億円）に達し、2025年も順調に拡大を続けています。

都市部での犬と猫の飼育頭数は1億2,411万匹で、犬と猫はそれぞれ5,258万匹と7,153万匹となっています。アメリカのペット家庭普及率が70%であるのに対し、中国はわずか22%にとどまっていることを考えれば、市場潜在力はまだまだ非常に大きいと言えます。

現在最も多くのペットを飼っている世代は「90后（1990年代生まれ）」や「00后（2000年代生まれ）」で、全体の6割以上を占めています。一定の経済力を持っている彼らは、ペット製品やサービスに高品質を求める傾向が強まっており、良質な商品への需要も高まっています。



【多くの若者で賑わう週末のペット関連イベント】

3. 4つのトレンド

ペット産業において、かつて海外ブランドの下請けであった中国企業が、今では自社ブランドを持つようになり、独自開発で高付加価値市場に参入しています。

そんな中国企業のペット産業における「4つのトレンド」をご紹介します。

まず1つ目は、**ペットフードのブランド化**です。中国の大手通販サイトでは、売上げが前年より36%増加し、上位10ブランドのうち半数が国産ブランドで、すでに複数の企業が上場を果たしています。

2つ目は、**ペット用品のスマート化**です。上海で開催された「アジアペット展」では、AIカメラ付きの自動掃除猫砂や、スマホアプリと連動する給

餌器などが注目を集めました。ペットの健康状態をデータで管理するアプリも登場し、ペットとの暮らしは“デジタル時代”に突入しています。

3 つ目のトレンドは**産業の集群化**です。山東省や河北省では「ペット産業園区」が次々と建設され、全国で 22 カ所が稼働中です。深圳市でも 7.5 万平方メートルの「ペット経済産業園」が建設中で、180 社以上の企業が入居予定とのことです。

最後のトレンドは、**ブランドの国際化**です。日本や韓国を中心に、中国産ペットフードの輸出が拡大しています。AI 技術を活用した「スマート猫砂盆」なども世界 180 カ国で販売されており、中国ブランドの存在感が高まっています。



【ペットフード店の店内の様子】

4. 日系企業のビジネスチャンス

一般社団法人ペットフード協会によると、日米中の犬の飼育環境を比較すると、犬を「ほぼ室内で飼育している」と答えた比率は、米国が 2 割程度であるのに対し、日本と中国はともに 6 割以上でした。また、サイズを比較すると、「超小型犬」と「小型犬」の比率が米国では 5 割未満であるのに対し、日本では 76.6%、中国では 57.3%となっています。日本と中国とでは犬の飼育環境やサイズが近いことから、日本のペット関連用品は、米国などの他国商品に比べて中国のペット市場のニーズに対してきめ細やかに対応できると見られています。ただし、残念ながらペットフード系については輸出規制があり、日本で生産したものは中国に輸出できないという状態が続いています。

そのような状況下、勝機があると見られているのが、日系企業の強みでもある「高齢期のペットのケア」に関わる商品です。中国のペット市場は近年急成長したため、シニア世代のペットのニーズに細かく対応した商品の種類が比較的少ないと言われています。ペット用の口腔ケア用品や、体を守ったり、温めたり、冷やしたりする日本の優れた素材で作ったドッグウェアなど、品質の優位性で中国のペット市場を開拓していくチャンスはありそうです。



【ペット関連用品店の充実した品揃え】

5. さいごに

経済の急速な発展と生活水準の向上に伴い、中国のペット市場はさらなる発展の可能性を秘めています。市場の多様化、高品質化、スマート化が進む中、今後も持続的な成長が期待されています。

上海駐在員事務所

所在地：

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心
2007 室

Room 2007, Shanghai International Trade Center,
2201 Yan-an Road (West) Shanghai, China 200336

TEL : (+86) 21-6275-1988

FAX : (+86) 21-6275-1989

Email : cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第 102 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインドネシア、フィリピン、タイの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～インドネシア～

■PMA 資本金要件の大幅緩和と報告義務の強化

今回は外資系企業（PMA）の資本金要件と報告義務に関する規制の改正についてご説明します。

2025 年 10 月 1 日より、インドネシア投資・下流産業省(旧名：投資調整庁)規則（Permen Investasi & Hilirisasi No.5/2025）が施行され、外資系企業（PMA）に関する規制が一部改正されました。今回の改正では、最低払込資本金の大幅な引き下げおよび投資活動報告書（LKPM）提出義務の強化が主な変更点となっています。

1. 最低払込資本金の変更
2. LKPM（投資活動報告書）の提出義務と制裁強化

1. 最低払込資本金の変更

これまで外資企業（PMA）設立時には、1 社あたり 100 億ルピア（約 9,000 万円）の最低払込資本金が求められていました。

今回の改正により、最低払込資本金が 25 億ルピア（約 2,500 万円）へと大幅に引き下げられます。（第 26 条第 9～10 項）

※金融業、鉱業、エネルギーなど他の規定により別の金額が定められている業種を除きます。

ただし、払込資本金は、資産購入などの認められた用途を除き、12 カ月間銀行口座に留めておく義務がある旨が新たに規定されています（第 27 条第 1 項）。

なお、PMA 設立時の最低投資額には変更はなく 1 事業分野、1 拠点あたり 100 億ルピアのままとなっております。

実務上の変更の詳細につきましては、追って改めてお伝えします。

2. LKPM（投資活動報告書）の提出義務と制裁強化

すべての PMA 企業において、OSS（Online Single Submission）システムを通じて四半期報告および年次報告を提出する義務があります。

改正法では、LKPM（投資活動報告書）の未提出および虚偽報告に対する制裁内容が以下のように明確化されました（第 374～376 条）。

第 1 回警告：文書による是正要求

第 2 回警告：OSS アカウントの一時停止

第 3 回警告：許認可の取消および事業停止命令

追加措置：行政罰金

今回の改正により、資本金要件の緩和によって中小規模の外国投資企業の参入が一層容易になる一方、資金留保義務や LKPM 報告の厳格化により、設立後のコンプライアンス対応の重要性が高まっています。

～フィリピン～

■【税務アップデート】法人登記関連書類における副会社秘書の署名権限を BIR が正式に認定

フィリピン国税局（BIR）は、法人登記や登録関連書類の署名権限に関する新たな明確化を目的として、RMC No. 091-2025 を発行しました。

これは、従来の RMC No. 74-2025 により「会社秘書」本人のみが署名できるとされたことから、副会社秘書による署名が無効と扱われるケースが多発していたことを受けた対応です。

この制限により、特に海外に本社を持つ企業や複数法人を管理するグループ企業では、会社秘書の不在や承認遅延によって登記手続きや登録処理が停滞するなど、実務上の支障が生じていました。

-
1. 主な明確化内容
 2. 法的根拠
 3. 企業への影響
 4. 弊社の見解
-

1. 主な明確化内容

今回の通達により、BIR は以下の書類について、副会社秘書の署名を有効と正式に認めることを発表しました。

ただし、副会社秘書が取締役会の承認または権限委任を受けていることが条件となります。

- ・会社秘書証明書
- ・取締役会決議書
- ・その他、登記・登録に関連する証明書類

これにより、BIR の運用が企業実務に即した形に修正され、手続きの円滑化と事務負担の軽減が実現します。

2. 法的根拠

本通達は、改正会社法の規定に基づいています。同法では、会社秘書の役割を定義しているものの、副秘書への職務委任を禁じる規定は存在しません。そのため、取締役会による権限委任または会社内規定に基づく場合、副会社秘書の署名も正式に認められます。

3. 企業への影響

今回の方針転換により、以下のようなメリットが期待されます：

- ・登記・登録・支店設立・役員変更等の BIR 手続きの迅速化
 - ・署名者の柔軟化による事務効率の向上
 - ・承認待ちによる処理遅延の防止
 - ・企業グループ内でのガバナンス整合性の確保
- また、全国の BIR 事務所および職員に対し、本通達の即時実施が指示されています。

4. 弊社の見解

今回の通達は、複数法人を管理するグループ企業や日系企業にとって非常に有益な変更です。

BIR が掲げる「手続きの簡素化」「ビジネス環境の改善」の流れを象徴するものといえます。

今後は、取締役会決議や社内規程を見直し、副会社秘書の権限委任を明文化しておくことが重要です。これにより、税務・登記手続き双方での柔軟な対応とコンプライアンスの確保が可能となります。

～タイ～

■タイ政府、個人消費刺激策「コン・ラ・クルン・プラス」を承認

2025 年 10 月 7 日、タイ政府は閣議において、国内個人消費を活性化させる目的で新たなコーペイメント（共同支払い）事業「コン・ラ・クルン・プラス（Khon La Khrueang Plus）」の実施を正式に承認しました。

本事業は、国民と政府が購買支出を“半分ずつ負担”する仕組みで、新型コロナ禍で実施された「コン・ラ・クルン」プログラムの拡張版となります。

-
1. 対象者と給付内容
 2. 登録・利用方法
 3. 経済効果と財源について
 4. 政府の意向
-

1. 対象者と給付内容

本制度の対象は、16 歳以上のタイ国籍保有者で、上限は 2,000 万人。

給付金額は所得税申告の有無によって異なり、以下の通りとなっています。

- ・ 個人所得税申告者：1 人当たり 2,400 バーツ
- ・ 個人所得税未申告者：1 人当たり 2,000 バーツ

政府は対象者の支出額の半額を補助し、1 日あたり最大 200 バーツまでが補助対象となります。

2. 対象者と給付内容

登録および利用は、政府の公式アプリ「パオタン (Pao Tang)」を通じて行う。

登録期間は 10 月 20 日から 26 日まで、利用期間は 10 月 29 日～12 月 31 日までと設定されています。

3. 経済効果と財源について

タイ財務省は、このプログラムにより国内総生産 (GDP) を 0.22%押し上げる効果を見込んでおり、事業総経費は 440 億バーツで、そのうち 250 億バーツが経済刺激予算、190 億バーツが中央予備費から拠出されます。

さらに、政府は 9 月 30 日の閣議において、国民福祉カード保持者など低所得層を対象に、1 人あたり 1,700 バーツの追加給付も決定済み。これにより、合計で約 1,000 億バーツ規模の景気刺激策が展開されることとなります。

4. 政府の意向

現地報道によると、「プラス」という名称には、前回のプログラムと比べて以下の点で拡充されたことを示す意味が込められている。

- ・ 対象年齢の拡大
- ・ 給付金額の増額
- ・ 参加事業者・対象店舗の拡大

政府はこれらの取り組みにより、経済成長率を 0.3～0.4 ポイント押し上げる効果を期待しているとしています。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：2026 年度予算案

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 10 月 10 日に 2026 年度予算案が発表
- 雇用契約書の印紙税免除（基準値が RM3,000 に）

<2026 年度予算案>

N 子：加藤さん、先週の金曜日、10 月 10 日に、2026 年度予算案が発表されました。

加藤：そうですね。だいたい、これくらいのタイミングが多いですね。

N 子：秋口ぐらいのタイミングですかね。

加藤：まあ秋ないですけどね。

N 子：そうですね。失礼しました。。で、まずはどのような感想をお持ちですか？

加藤：はい。発表の翌営業日である月曜日に NNA の取材も受けたんですが、「何もないな」というのが率直な感想でした。私は、職業柄、税制を中心に見ますので、少なくとも税制については本当に大きな変化がなかったですね。

N 子：なるほど。

加藤：まあ、ここ数年は、あまり大きな変化がなかったんですが、言うても配当課税とか、グローバルミニマム課税とか、SST とか、何か目玉があったんですね。

N 子：目玉がなかったんですね？

加藤：あえて言うと、雇用契約書の印紙税免除の基準額変更とか、機械・ICT 関連の加速度償却とかですが、寂しいでしょ？

N 子：そうですね。なんか、成果ベースのインセンティブみたいなやつが、なかったでしたっけ？

加藤：ええ。確かに日系企業に与える影響が大きいかもしれないんですが、中身が決まってないんですよ。

N 子：そういうパターンも多いですね。最近。

加藤：そうなんです。私はマレーシアに 30 年近く居ますが、今までは、あまりそういうことがなかったんです。でも現政権になってから、とりあえず予算案でぶち上げて、中身が決まってないみたいなパターンが本当に多いんですよ。成果ベースのインセンティブも、実は昨年ぶち上げたのに、まだ形になってないんですね。

N 子：はい。

加藤：あと、SST の範囲拡大なんかも、昨年の予算案でぶち上げて、結局ずっと決まらず、最終的に 2026 年度予算案の発表直前に、夏休みの宿題みたいにバタバタ決まったでしょう。

N 子：そうでした。

加藤：実務能力が落ちているのか。。とにかく、昔はそんなこと無かったですね。

N 子：なるほど。

加藤：あと、税制からは少なくともメッセージ性を感じられませんでした。金持ちから絞り上げる、貧乏人を救う、環境をやる、外国投資を増やすなど、何でも良いんですが、とにかく今年はメッセージ性が無かったですね。

N 子：なるほど。じゃあ、今日の午後の御社のセミナーも大変じゃないですか？

加藤：そうなんです。喋ることがないんですよ。まあ、ただ、そうも言ってもらえないので、いちおう重要なと思う項目を、あえて挙げるならこれかなというものを挙げさせていただきます。

- プラント、機械、ICT 機器等に対する加速度償却（2 年償却。2026 年末まで）
- 研究開発(R&D)成果の事業化に対する税制上の優遇措置の延長（2030 年まで）

- 雇用契約書の印紙税免除（基準値の見直し。RM300 から RM3,000 へ）
- マレーシア国外から受け取った所得に対する免税措置（一部延長。2030 年まで）
- 成果ベース インセンティブ フレームワーク（昨年発表、中身は未定）
- 炭素税（来年開始。当初は鉄鋼、エネルギー部門のみに焦点が当てられる）
- 高齢者の雇用に対する税制上の優遇措置（追加控除が 2030 年度まで延長）
- 外国人による不動産譲渡に対する印紙税（4% から 8% へ）

N 子：そこそこありますね。

加藤：あえて挙げればね。次回以降、詳細について説明させていただきます。

N 子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12,
Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning,
40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

法人税だけじゃない！

日本・インドネシアで異なる税の仕組み

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）

榮 颯馬氏

日本とインドネシアでは、税制の歴史・制度背景・自治体財源の仕組みが異なるため、「同じように見える税金」であっても実務対応・法的根拠・税務処理ルールが異なります。特に、企業（日本からの駐在・進出等）やその駐在員／社員にとっては、「この税金はある／ない」「この制度は日本には無かった」という観点で違いを把握しておくことが、リスク回避・節税対策・適切な会計処理の観点から有益です。

以下では、まず「日本にあってインドネシアにない」税金を整理し、次に「インドネシアにあって日本にない」税金を整理します。その後、企業の実務上の留意点を述べます。

日本にあってインドネシアにない税金

以下、代表的なものを挙げ説明します。

① 住民税（個人・法人の地方税）／法人住民税・事業税・特別法人事業税

日本では、国税（所得税／法人税／消費税など）に加えて、都道府県・市町村が課す「住民税（個人の場合）」「法人住民税」「法人事業税」等が存在します。たとえば、個人住民税は「前年度の所得」に対して課され、通常 10%程度（都道府県 4%＋市町村 6%）が標準税率とされています。

また、法人には「法人住民税」「法人事業税（都道府県税）」「特別法人事業税（国税扱いだが地方徴収）」「地方法人特別税」など複数の階層の地方／国税があります。

インドネシアにも地方税（Pajak Daerah）という概念はありますが、日本のように法人住民税／法人事業税のような体系として「個人所得に対する地方税率 10%＋」「法人に対する住民税・事業税重畳」的な仕組みは、典型的に「日本においてあるが、インドネシアでは同じ形ではない」と言えます。

② 固定資産税・不動産取得税・登録免許税など

日本では、不動産を所有・取得・登録する際に以下のような税があります。

- ・固定資産税
（毎年、土地・建物の評価額を課税標準として自治体が課税）
- ・不動産取得税
（不動産を取得したときに課される地方税）
- ・登録免許税
（不動産の登記をする際、登録免許税が課税）

インドネシアには「土地・建物税（PBB／Pajak Bumi dan Bangunan）」「土地建物譲渡等の税」などがありますが、日本のような「登録免許税」「不動産取得税」の形態で明確に“所有・取得・登記”のそれぞれに課される税として、ほぼ同一の仕組みという訳ではありません。たとえば、インドネシアの地方税として車輛税、ホテル税、レストラン税など地域に応じた税がある点が特徴です。

③ ふるさと納税制度（寄附控除的制度）

日本には、個人が居住地以外の自治体に寄附を行うことでその寄附金額に応じて所得税・住民税から控除を受ける「ふるさと納税」という制度があります。

この仕組みは、インドネシアには同等の全国制度として広く知られているものではなく、自治体間寄附による所得税等の控除という形態では「日本に

あってインドネシアにない」特徴的な制度と言えます。

④ 森林環境税・環境譲与税的な固定金額税

日本では、新たに「森林環境税」が導入され、毎年住民に一定額を課するという制度があります（個人住民税に付随）。インドネシアでも環境関連の税・課徴金がありますが、日本のこのような「住民が均等額負担する固定税」という形態は典型的には存在していません。

インドネシアにあって日本にない税金

次に、インドネシアで見られるが、日本にはあまり馴染みがない／ない（または同等制度がない）税金・制度を挙げます。

① 地方税・自治体税（Pajak Daerah）での多様な税目

インドネシアでは、地方自治体（州／県／市町村）レベルで課税できる「地方税・地方徴収金（Pajak Daerah／Retribusi Daerah）」が多様に存在します。例えば、州レベルでは自動車税・自動車譲渡税・車のナンバープレート税・表面水税・タバコ税など。市町村レベルではホテル税・レストラン税・娯楽税・広告税・駐車場税・地下水税などが挙げられています。

この構成は、日本にも地方税は存在しますが、インドネシア特有と言える多様な「サービス・利用に応じた地方課税／レクリエーション・広告・駐車税」などが一層顕著です。

② 贅沢品課税（Luxury Goods Tax／PPn BM）

インドネシアでは、物品やサービスの中で「高級品（luxury goods）」に対して特定の税（PPn BM：Pajak Penjualan atas Barang Mewah）があります。

日本にも消費税・物品税・自動車取得税・自動車重量税・揮発油税・たばこ税などがありますが、インドネシアの「贅沢品販売税（特定物品に上乗せ課税）」という体系は、事実上「日本にはない／少ない」税制構造に近いと言えます。

③ タバコ・たばこ製品に対する地方税＋たばこ税（地域タバコ税）

インドネシアでは、たばこ製品に対して中央政府による「たばこ・葉巻類に対するたばこ税（Cukai Cigarette）」および地方政府による「地域たばこ税」が併存しています。地方たばこ税は中央たばこ課税の10%という条例もあります。

日本でもたばこ税・たばこ特別税などがありますが、「地域政府がたばこ製品課税を上乗せして徴収し、健康保険制度の財源に充てる」というインドネシア特有の構造は、日本の一般的な税制構造とは異なります。

④ 地方自治体による駐車・広告・娯楽・飲食店等への課税

上述のように、インドネシア地方政府では「ホテル税」「レストラン税」「娯楽税」「広告税」「駐車場税」など、地域利用・サービス提供という観点で多数の税・課徴金があります。

日本でも市町村税で飲食店営業税（都道府県の「飲食料品等販売業等に関する税」）や風俗営業税という税があった歴史がありますが、現在全国的に一般企業がこれらを「税」ではなく「許可・使用料」で支払うことが多く、インドネシアのように地域税として体系的に課税されているケースとは異なります。

⑤ 印紙税スタンプ (Stamp Duty) 形態の税

インドネシアでも印紙税 (Stamp Duty) があります。たとえば、契約書・文書等に貼付される印紙税 (Bea Meterai) があります。

日本には印紙税もありますが、インドネシアにおいてはその形式・適用範囲が異なり、契約書／文書の貼付・地方自治体の徴収制度等、進出企業として注意すべきです。

実務上の留意点／会計・税務・法務視点

上記整理を踏ま、企業（特に日本企業がインドネシアに進出／駐在員を派遣するケース）として留意すべきポイントを整理します。

・税務計画・節税対策における両国制度差

日本では、たとえば駐在員の個人住民税・所得税・住民税・固定資産税など複数のレイヤーの税があるため、駐在員の納税地・居住判定・課税ベースを慎重に確認する必要があります。一方、インドネシアでは地方税の種類が多く、地方政府ごとの税種・税率・徴収方法が異なるため、進出先の州・市の条例・税目を個別に調査する必要があります。

・契約・登記・資産取得時の税負担

日本で不動産を取得・登記する際には「不動産取得税」「登録免許税」「固定資産税」等が発生します。インドネシア進出企業が現地で土地・建物を取得・登記する際には、インドネシアの「土地・建物税 (PBB)」「土地建物譲渡税」「印紙税」等の現地税制度を確認し、費用計上・税務引当、減価償却スケジュールへの影響を把握しておくことが重要です。

・地方税・サービス関連税の影響 (レストラン・ホテル・娯楽事業等)

インドネシアで飲食・ホテル・娯楽サービスを展開する場合、地方政府によるホテル税・レストラ

ン税・娯楽税・広告税・駐車場税等が発生する可能性があります。これらは日本企業にとって馴染みが薄く、税務処理・価格設定・契約条項・土地使用契約などに事前の確認・見通しが必要です。

・駐在員・個人の納税地・控除・外国税額控除の違い

駐在員を日本からインドネシアに派遣する場合、居住判定・課税対象範囲・控除制度が両国で異なります。日本側では「住民税」「地方税」が付加されますが、インドネシアでは地方税がサービス関連まで広がるため、現地居住／派遣期間／支給手当・福利厚生等との関係で、両国にまたがる課税のダブルカウント・二重課税回避措置に留意が必要です。

・制度変更・地方条例の把握

インドネシアでは地方税制度・徴収制度の改正が進んでおり、自治体ごとに条例制定・変更されているため、最新動向を把握する必要があります。

また、日本でも地方税・住民税・固定資産税関連の改正があるため、グループ海外展開企業として両国税制の改定をモニタリングしておくことが望まれます。

さいごに

日本とインドネシアを比べると、一見似ている税目（所得税・法人税・消費税／VAT）も、地方税・取得税・贅沢税・サービス関連税という観点で差異が明瞭です。特に、インドネシアにおける地方税の多様さ・自治体による課税の幅の広さは、日本企業がインドネシアで活動する際のリスク要因にもなり得ます。一方、日本側では、住民税・法人住民税・事業税・取得税・固定資産税といった「二重三重に課されるレイヤー」が中小・中堅企業の税務負担を構成しており、進出撤退・駐在員派遣・資産取得時にはコスト構造として無視できません。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

E メール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容:

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新ビジネス情報についてお届けいたします。

タイ政府、VAT7%税率の延長を決定— 景気回復と物価安定を優先に—

タイ政府は、現行の付加価値税（VAT）税率 7% を 2026 年 9 月 30 日まで延長する方針を正式に決定しました。これは、長引く景気低迷と物価上昇圧力の中で、国民生活と企業活動を支えるための重要な政策判断とされております。

VAT は 1992 年に 10%で導入されたが、1997 年のアジア通貨危機を受けて 7%に引き下げられましたが、その後、税率は毎年「暫定措置」として継続して延長が続いております。

財務省関係者は、「現時点での税率引き上げは、消費をさらに冷え込ませるリスクがある。まずは景気回復を優先すべき」と述べており、企業側も、価格転嫁による販売減少を懸念しており、税率維持は安定的な経済運営と雇用維持に寄与すると期待されています。

タイ経済は 2024 年以降、輸出の減速、観光回復の鈍化、家計債務の増加など複合的な要因により、成長率が予測を下回る状況が続いています。特に中小企業や低所得層への影響が深刻化しており、政府は消費刺激策の一環として、VAT 税率の据え置きを発表しました。

今回の延長により、企業は価格設定の安定性を維持できるほか、消費者も生活コストの急激な上昇を回避できる見通しです。また政府は今後も、経済指標と歳入状況を注視しながら、税制の見直しを慎重に進める方針を示しています。VAT7%の延長は、タイ経済の持続的な回復を支える重要な政策として、今後も注目を集めることになりそうです。

労働者福祉基金の適用開始、1 年間延期へ

2025 年 8 月 26 日、タイ政府は閣議にて、労働者福祉基金の適用開始時期を現行の 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 10 月 1 日へ 1 年間延期する方針を正式に決定しました。

労働者福祉基金は、企業と従業員が共同で拠出する制度で、労働者の生活安定や福祉向上を目的として導入が進められています。今回の延期は、企業側の準備期間の確保や制度運用の円滑化を図るための措置とみられます。

なお、会社および従業員の拠出率については変更なく、制度開始から最初の 5 年間は賃金の 0.25%、その後は 0.5%とされています。

企業実務への影響としては、給与計算システムの調整や人事・会計部門での対応準備が 1 年間猶予されることとなり、特に中小企業にとっては歓迎される動きとなりそうです。今後、労働省からの詳細なガイドラインや申請手続きに関する通知が予定されており、企業側には引き続き制度内容の把握と準備が求められます。

＜労働者福祉基金の概要＞

2024 年 11 月に公布された労働者福祉基金（Employment Welfare Fund Committee）にかかる規則により、2025 年 10 月 1 日より従業員が 10 名以上の会社は、会社および従業員がそれぞれ毎月、労働者福祉基金に一定額を拠出することが義務付けられました。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

－お問い合わせ先－

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

地下鉄の新路線「北環線 (Northern Link)」と北部開発

香港マイツビジネスコンサルティング

2025 年 10 月 3 日、香港 MTR は北環線(Northern Link)の起工式を行いました。北環線(Northern Link)は、香港北部エリアにおける都市開発のインフラ整備の一環として、2034 年頃の開通を目指しています。現在建設中の新路線の中では最も大規模で、この新路線ができることにより北部エリアの地域活性、越境経済の発展が大いに見込まれています。

香港北部都会区(Northern Metropolis)、略称「北部」は新界北部の都市開発構想の総称です。この新界の北部には、「元朗」「天水圍」「粉嶺」「上水」など、すでに郊外の主要エリアとして開発されている場所に加え、これまで交通手段が限られていた自然豊かなエリアが広く含まれています。それぞれ専門サービス・物流ハブ拠点、イノベーション科学技術、貿易・工業、観光開発と、エリアごとに特色を持つよう開発が進められる予定です。北部の開発は隣接する深圳とも連携しながら進められ、越境経済の発展も目指しています。そして将来的には約 250 万人が居住する都市圏へ発展させるべく、今から着々と整備が進められています。また香港、マカオ、広東省の 9 都市を跨ぐ経済圏である粵港澳大湾区(グレーターベイエリア)構想において、香港側の中心地がこの北部都会区になるため、今後の重要拠点となるでしょう。今年 9 月には新たに「北部発展委員会」の発足が発表され、香港政府は構想の実現をより加速化させる狙いです。

今回新設される地下鉄の北環線は、この北部を開発する上での大動脈となります。市内中心部とのアクセスが向上することで、人口過密な市内中心部から人々の往来が増え、居住地も北部エリアに分散されていくでしょう。新たな雇用が増えるこ

とで、これまで市内中心部へ通勤していた北部在住の人々が、近くで就労できるというメリットも生まれます。新設の駅には隣接して商業施設やマンションなどができ、駅を中心に地域経済が発展、不動産市場の開発、周辺の不動産価格の上昇、開発プロジェクトへの投資が期待されます。

北環線は、具体的には既存の東鐵線と屯馬線を接続する形になります。西は屯馬線の錦上路駅から、東側へ向かって新たに凹頭、牛潭尾、新田、古洞の 4 駅ができます。古洞は上水と落馬洲の間に新設される駅で、ここから東鐵に接続します。さらに支線として新田駅からは、深圳市のイミグレーションである皇崗口岸ビルへ、直接乗り入れする越境路線が伸びます。これまで皇崗口岸へはバスか車でしかアクセスできなかったのが、羅湖、落馬洲に続いて皇崗口岸は 3 つ目の、鉄道で深圳へ行けるイミグレーションポイントになります。今回の主線である錦上路から古洞駅までは、わずか 12 分で移動できるようになり、移動効率は各段にアップします。まずは接続駅の古洞駅が 2025 年 11 月に主工程が完了し、2027 年に開業する予定です。今後の北部開発に期待が高まります。

コロナ禍で景気が冷え込んでから香港では「北上消費」という社会現象が起きています。これは香港在住の人々がより物価の安い深圳など、中国本土へ出向いて食事、ショッピング、レジャーを楽しむことを指します。香港との中国本土の物価差によるコスパの良さが主な理由で、わざわざ交通費と多少の時間をかけても、中国本土の方がお得なため人々は「北上」して「消費」というわけです。さらにイミグレーション手続きの利便性が向上したことも「北上消費」が進む大きな理由の一つです。顔認証など手続きの簡略化により、香港と深圳の往来は従来よりも一層便利になりました。この影響で香港内では小売店の売り上げが低迷し、飲食店などは廃業に追い込まれるケースも

少なからず見受けられます。そして、空いたテナントに今度は中国本土の飲食チェーン店が入るケースが多く見られます。中国本土の企業は海外進出の足掛かりとして、まずは香港からと考える企業が多く、最近では香港でも中国本土の飲食チェーン店が軒を連ねるようになりました。

円安が続く中、香港人にとって日本もまたお得な渡航先です。今年 7 月には日本で大災害が起こるという予言が SNS を中心に話題となり、訪日香港人の数が一時的に落ち込みました。7 月が過ぎると円安も後押しして、香港の旅行社は訪日キャンペーンを打ち出すなど、日本旅行の需要回復に向けて動いています。そんな中、10 月 2 日より香港の交通系 IC カードの「オクトパス (八達通)」は日本の決済サービス Paypay と提携し、日本国内の Paypay 加盟店でオクトパスが利用できるようになりました。具体的な利用方法はオクトパスのアプリを立ち上げ、日本の Paypay の QR コードをスキャンすることで決済が成立します。決済すると日本円の金額と為替レートが表示されます。利用金額の上限は 1 回の決済で 3000 香港ドル、1 日 10,000 香港ドルです。オートチャージを設定している八達通銀包 Plus のユーザーなら 1 回の決済で上限 6,000 香港ドル、1 日の上限 6,000 香港ドルです。八達通銀包 Pro のユーザーなら 1 回の上限が 30,000 香港ドル、1 日の上限が 30,000 香港ドルです。今回の連携に至った理由は、香港人が訪日外国人の上位を占めていることであり、利便性の向上から今後の訪日香港人の増加と消費拡大が期待されています。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

配当利益を用いた再投資に係る、更なる 優遇措置～配当利益の源泉課税の繰延に 加え、税額控除の適用が可能に～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国現地法人の配当利益を用いた再投資に関しては、以前より優遇政策があり、再投資の原資となる配当金の源泉課税（10%）が繰延されます。同政策は当初の財税「2017」88号¹等では奨励類投資項目への直接投資に限定していましたが、財税「2018」102号²以降、禁止類を除く全ての再投資項目に適用されています。

今般、2025年6月27日付け「外国投資家の配当利益による直接投資への税額控除に関する公告」

（財政部・国家税務総局・商務部 2025年第2号公告、以下“第2号公告”と表記）³が公布されました。第2号公告は時限的、且つ奨励類項目への投資に限定した優遇政策とはいえ、上述の配当利益を用いた再投資の源泉課税の繰延に加えて、更に、再投資以降、日本本社に課される企業所得税に対して税額控除が適用できる為、従来よりも優遇措置を享受するメリットが増しています。

この為、本稿では第2号公告の概要に加えて、当該優遇政策のスキーム事例や留意事項について説明します。

1. 第2号公告の概要

財税「2018」102号等の優遇政策は、本来、日本本社が配当利益の受領時に源泉課税されるはずの税金が繰延されるだけであり、再投資企業の清算、持分譲渡等による撤退（投資の回収）時には、当該繰延された税金の支払いが必要です。

しかし、下記の通り、第2号公告では、2025年1月1日～2028年12月31日と時限的とはいえ、再投資以降、日本本社が受領するであろう、配当利益やライセンス使用料等に課される企業所得税に対しても税額控除が適用可能となり、納税金額の実額も減少できるなど、特筆すべき内容と考えられます。

主要内容は、以下の通りです。

- 対象期間と対象者:2025年1月1日から2028年12月31日までの間に、中国居住者企業（現地法人）からの配当利益を中国への直接投資に充当する一定条件を満たす外国投資家（日本企業等）
- 対象優遇政策：再投資額の **10%**を当該年度の要納税額から控除可能。控除しきれ無い場合、繰越可能
（更に、適用期間経過後も、控除額がゼロになるまで控除可能。）
- 外国政府との租税条約において、配当利益等の権益性投資に対する適用税率が10%未満である場合は、当該条約に定める税率を適用する等
（⇒日中租税条約では配当利益、使用料に対する課税は10%であり、当該条項には該当しない）

次に、当該政策の適用に求められる一定条件は以下の通りです。

- 中国居住者企業への払込資本金または資本準備金の増加
- 中国居住者企業の新規設立の出資
- 中国居住者企業の持分を非関連者からの取得

更に、優遇享受には以下等の条件があります。

- 再投資期間中、再投資先企業は「外商投資産業目録」の奨励類に該当すること
- 当該再投資企業の、少なくとも5年間（60ヶ月）の継続保有が必要
- 再投資に用いる配当利益は分配企業（現地法人）の口座から投資対象企業/持分譲渡者の口座に直接振替が必要（直接投資前に（本社宛送金等の）他の国内外口座の経由不可）。
もし直接投資に充当する利益が現物出資等の非現金で支払われる場合、利益分配企業から投資対象企業或いは持分譲渡者に、当該資産の所有権を直接移転する必要あり（同様に直接投資前に他に経由は不可）

2. 投資回収（撤退時）の取扱い

投資回収時、当該出資持分の保有期間が5年（60か月）経過後か5年未満かにより納税対応が大別されます。

- **当該税額控除の対象持分の保有期間が5年（60ヶ月）経過後に投資回収**
投資回収後7日以内に、（再投資時の）配当利益に係る繰延税額を、利益分配企業の所在地税務機関に申告しなければならないが、（本）税額控除の繰越残高があれば、相殺が可能。

- **当該税額控除の対象持分の保有期間が5年（60ヶ月）未満に投資回収**
（再投資時の）配当利益は、本公告に定める税制優遇措置の対象外と看做される。外国投資家は、（再投資時の）繰延税金の納付に加え、当該外国投資家が利用できる税額控除額を比例減額しなければならない。
外国投資家が既に税額控除額の控除調整額を超えて控除した場合、当該外国投資家は投資回収後7日以内に超過控除部分の税額を納付しなければならない等。

3. スキーム事例：

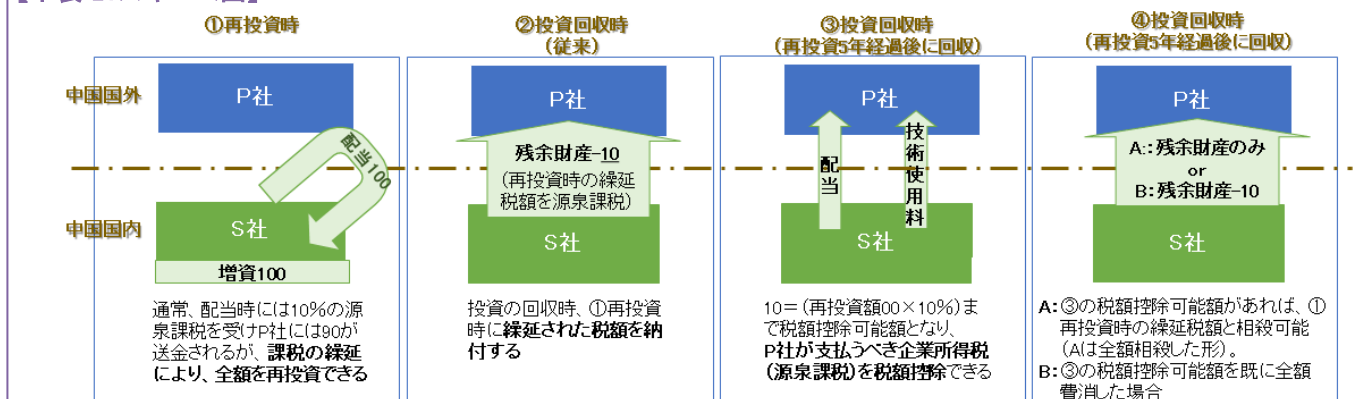
S社の配当利益100を同社に再投資、5年経過後に投資回収（撤退）したスキーム図は下表1の通りです。

4. 留意事項及びまとめ

上記は、奨励類項目への再投資且つ現地法人口座から再投資先へ直接送金（若しくは振替）との形式が求められ、且つ、原則、5年間以上の継続保有が求められる点には、留意が必要です（同期間を下回ると前述の通り、税額控除額を比例減額しなければなりません）。

しかし、従来の再投資時の繰延（撤退時には要納税）とは異なり、再投資後の期間内において、本社に課税される企業所得税（例：配当所得・利息所得・特許使用料所得に対する源泉課税）から再投

【下表1:スキーム図】



資額の 10%まで税額控除を適用できる為、納税額自体を減少できます。若しくは期間中の当該税額控除を享受しない場合には、投資回収時の繰延税額との相殺に活用できる為、本政策の積極活用の検討をお勧めします。

i 原文 URL : [国家税务总局政策法规库](#)

ii 原文 URL : [国家税务总局政策法规库](#)

iii [关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策的公告_国务院部门文件_中国政府网](#)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。